

狩猟又は狩猟鳥獣に関する現行基本指針の主な記述

項目	記述（抜粋）	頁
I 第一 2 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	また、狩猟は、趣味や資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしているが、狩猟者の減少や高齢化が進行し、狩猟者の育成・確保、地域ぐるみでの取組及び隣接地域との連携の推進を図る必要があるとともに、猟具の使用による危険の予防等の狩猟の適正化を図ることも求められている。	P2
I 第一 2 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	(4)狩猟 鳥獣の管理に重要な役割を果たしており、今後ともその担い手として期待されている狩猟者については、高齢化とともに減少傾向にあり、鳥獣の管理に関する専門性の向上を図りつつ適切な人数の確保を図ることが必要な状況となっている。また、わなによる事故や錯誤捕獲が発生していることから、猟具の適切な取扱い、安全確保、法令の遵守等による一層の適正化が求められている。	P4
I 第一 2 (2)人と鳥獣の適切な関係の構築	④ 狩猟の役割とその適正化 狩猟者は、科学的・計画的な鳥獣の管理を図るための捕獲等の担い手という役割を果たしている。このような社会的役割について普及啓発を行うとともに、法第 39 条に基づく狩猟免許、法第 55 条に基づく狩猟者登録等の制度の適切な実施を通じて狩猟者の育成・確保を図り、狩猟者に対して法を始めとする関係法令の遵守及び狩猟事故の未然防止等危険の予防についての指導の徹底に努め、狩猟の適正化を図るものとする。	P5
I 第二 1 制度上の区分に応じた保護及び管理	(2) 狩猟鳥獣 ① 対象種 以下の 1)及び 2)に該当する鳥獣として、法第 2 条第 7 項に基づき定めるものとする。 また、国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を 5 年ごとに見直す際、以下の 1)及び 2)の選定の考え方にに基づき、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業等への被害の程度等を総合的に勘案して、対象となる鳥獣の見直しを行うものとする。 1) 次のア又はイのいずれかに該当する鳥獣とする。 ア 狩猟の対象として資源的価値等を有するもの。 イ 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が相当程度認められ、かつ、一般的に狩猟の対象となり得るものとしてその捕獲等による個体数の抑制が期待できるもの。	P8

	2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該鳥獣の捕獲等がその生息の状況に著しい影響を及ぼすおそれのないこと。 ② 保護及び管理の考え方 狩猟鳥獣の適切な保護及び管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。 また、都道府県は、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。 国は、全国的な狩猟鳥獣の保護の見地から、環境省が作成したレッドリスト、全国の捕獲数の情報等に基づいて、捕獲等の制限を行うとともに、必要に応じて狩猟鳥獣の指定解除の検討を行う。また、都道府県においても、地域的な狩猟鳥獣の保護の観点から、都道府県が作成したレッドリスト、鳥獣保護管理事業計画に基づく調査結果及び捕獲数の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図るものとする。 ただし、狩猟鳥獣のうち、本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣である種については、(3)に準じた管理を図るものとする。 さらに、都道府県は、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟を活用しつつ、第二種特定鳥獣管理計画の積極的な作成及び実施により、地域個体群の存続を図りつつ被害防止を図るものとする。	
I 第六狩猟の適正化	1 基本的な考え方 鳥獣の科学的・計画的な管理に狩猟は重要な役割を果たしており、鳥獣による農林水産業被害等の人と鳥獣とのあつれきは今後も継続すると考えられることから、狩猟による鳥獣の捕獲等が鳥獣の個体群管理に果たす効果等、適切な狩猟が鳥獣の管理に果たす公共的な役割が今後とも期待される。 狩猟者の減少及び高齢化の傾向が続いているため、鳥獣の管理の重要な担い手となっている狩猟免許者の確保は社会的な課題と言える。 しかし、狩猟事故や違法行為あるいは狩猟に関連するマナーの低下等は市民の狩猟に対するイメージを損ない、狩猟に対する理解が損なわれるおそれがあることから、狩猟の意義を社会が広く共有し、狩猟者が鳥獣の管理の担い手として社会から信頼を得て、その社会的地位の向上が図られるよう努めることが必要である。 このため、国及び都道府県は以下の取組等によって、適切な鳥獣の管理を更に推進することとする。 2 狩猟者の資質向上のための免許試験及び講習の充実 狩猟免許試験及び更新時の講習並びに狩猟者団体等による狩猟者の育成によって、鳥獣保護管理事業、錯誤捕獲の防止、鉛製銃弾による汚染の防	P19

	止、感染症の予防、外来鳥獣等対策等の鳥獣の保護及び管理等に関する狩猟者の知識や技術の充実、狩猟に関連するマナーの向上を図ることとする。 3 網猟とわな猟の適切な実施 網猟免許とわな猟免許について、網及びわなそれぞれの扱いについての専門性を高めることによって、錯誤捕獲及び事故の防止を図る。 網及びわなは、それぞれ性質の異なった猟具で、対象とする狩猟鳥獣や必要な技術・知識も異なることから、各々の猟法に応じた試験内容とし、専門性の向上を図り適正な狩猟が行われるように措置するとともに、狩猟免許の取得を推進することとする。 特にわな猟免許の試験には、希少な鳥獣の錯誤捕獲を防ぐとともに、人や財産へ危険を及ぼすことがないように、適切な設置の数量並びに時期及び場所の選択、住民等や他の狩猟者に対しての周知、見まわりの実施等の技術・知識を盛り込むこととする。 4 狩猟者の確保 これまで都道府県では狩猟免許試験及び更新時の講習会の複数回開催や休日開催等、狩猟免許者確保の取組を進めてきているが、狩猟の社会的な意義を踏まえ、今後とも狩猟者の確保について市民の理解を得るとともに、鳥獣の管理の担い手として社会から信頼を得られるように狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の役割について普及啓発を行い、適切な予算の確保や狩猟関係の手続の利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実について検討を進めるものとする。 また、狩猟事故及び違法行為の防止並びに猟区を活用した狩猟者の育成のため、狩猟者団体等とも連携を図るものとする。 5 鳥類の鉛中毒の防止 鳥類の鉛中毒の防止を図るため、関係行政機関及び団体が連携して無毒性の代替弾への切替えや捕獲した鳥獣を山野等へ放置しない等、捕獲個体の適切な取扱いの普及啓発を図るとともに、関係者への研修を行うものとする。	
Ⅲ第三 1. 鳥獣の人工増殖	(2) 狩猟鳥獣 狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とするヤマドリ、キジ等については、人工増殖についての技術等を人工増殖業者等に指導するものとする。この場合、下記の点に配慮するものとする。 ① 都道府県内の放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう、計画的な増殖体制を整備すること。 ② 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図ること。 ③ 人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象とすること。	P35
Ⅲ第三 2. 放鳥	(1) 狩猟鳥獣	P35

獣等	① 鳥類 1) 基本的考え方 狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所であり、被害のおそれがなく、放鳥の効果が認められる場合においては、放鳥計画を作成し、同計画に基づき繁殖等に必要な個体を放鳥できるものとする。また、その際、猟区及び放鳥獣猟区制度の積極的な活用を図るものとする。 2) 放鳥の取扱い ア 放鳥する鳥類の種類及び数量 放鳥する鳥類の種類については、ヤマドリ、キジ等とし、外来鳥獣等を除く。数量については、鳥類の生息状況の推移を勘案して設定する。 イ 放鳥に際しての留意事項 放鳥については、下記の点に留意するものとする。 (㍿) 放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施すること。 (㍿) 放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況を調査するものとする。 (㍿) 放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを行うとともに、必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生順化等の事業の効果を高めるための取組を行うこととする。 (㍿) 特有の生態系を有する島しょであって、生態系保護上悪影響を及ぼすおそれのある場合には放鳥しないこと。 (㍿) 放鳥する鳥類が、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジ、ヤマドリ等を育成する農家等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討する。 (㍿) 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥すること。 ② 哺乳類 哺乳類（下記(2)に該当する哺乳類を除く。）については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、放獣を行わないよう指導するものとする。	
Ⅲ第六六（２）第二種特定鳥獣管理計画の管理事業	ア 個体群管理 （中略） 個体群管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、別途、年度ごとの捕獲等又は採取等の数及びその算定の考え方等を実施計画において明らかにするものとする。あわせて、これらの個	P58

	体群管理を実行する場合に必要なきめ細かな狩猟制限の調整や捕獲許可基準の設定等の措置を講じ、また、狩猟による捕獲等と許可による捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等の個体群管理に関する調査方法の統一化により、計画の実施状況に関し関係者で共有し、年度ごとの枠内で調整する等の事業の実施内容についての調整を行いつつ、目標達成を図るものとする。	
Ⅲ第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	3 狩猟対策調査 狩猟の適正化を推進するため、以下の調査を必要に応じて行うものとする。 (1) 狩猟鳥獣生息調査 主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査するものとする。 クマ類、イノシシ、ニホンジカ等特にその保護及び管理に留意すべき鳥獣については、狩猟者から、捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日、捕獲努力量等の捕獲に関する情報を収集・分析すること等により、生息状況の把握に努めるものとする。 なお、狩猟鳥獣のうち、特に生息数の減少が著しいものについては、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行うものとする。 また、捕獲等の対象種の個体群の動態を把握するため、アンケート調査を実施するとともに、栄養状況、年齢構成、食性等を把握するための調査等の実施に努めるものとする。 (2) 放鳥効果測定調査 放鳥する個体に標識を付して、放鳥による効果を測定し、当該地域での定着状況を調査するものとする。 調査の実施に当たっては、放鳥した個体の捕獲によって回収される標識から、放鳥した地域での定着割合、年齢及び生息環境別の嗜好性を明らかにする調査を行うものとする。 (3) 狩猟実態調査 狩猟者の一狩猟期間における出猟の日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、狩猟可能区域への狩猟者の立入頻度、錯誤捕獲等を調査するものとする。 調査は、主としてアンケート方式により実施し、狩猟可能区域における狩猟実態に加え狩猟者の捕獲鳥獣の利用状況等についても把握するものとする。 特にクマ類については、科学的な保護及び管理の推進のため、捕獲された個体、捕獲後の処置方法等について一層の情報収集に努めるものとする。	P65
Ⅲ第九その他	3 狩猟の適正管理 狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や	P68

	期間の制限等を、必要に応じてきめ細かに実施するよう努めるものとする。 また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すよう努めるものとする。	
--	--	--